

一般事業主行動計画

次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

① 女性労働者に対する就業生活に関する機会の提供

目標：ハラスメントに関する相談窓口の設置

② 働き方見直しに資する多様な労働条件の整備

目標：年間所定労働時間の削減（年間8時間程度）

3. 一般事業主行動計画の外部への公表方法

自社のホームページ

4. 一般事業主行動計画の労働者への周知方法

事業所の見やすい場所へ掲示